

令和5年度社会教育関係団体への補助金交付について

資料1

補助対象団体名 千葉市PTA連絡協議会

団体の概要	P T Aの発展を推進するとともに、児童・生徒の健全な育成を図ることを目的とする。
補助の目的	市P T A連絡協議会が行う各種研修会や広報紙発行等について、その経費の一部を補助することで、家庭と学校の協力・連携を深め、児童・生徒の健全育成、教育環境の向上を図ることを目的とする。
補助対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会、広報担当者研修会、ブロック別研修会などの実施 ・P T A研究大会 毎年10月下旬から11月中旬に、講演や活動内容の発表等を実施 ・P T A広報誌発行
補助金額	1, 4 0 0千円

※参考：前年度補助金額1, 4 0 0千円

補助対象団体名 千葉ユネスコ協会

団体の概要	ユネスコ憲章に基づく活動の推進及び啓発、ユネスコ世界平和運動・教育活動の推進を目的とする。
補助の目的	千葉ユネスコ協会が行う交流活動等について、その経費の一部を補助することで、市民レベルの国際交流・相互理解を深めることを目的とする。
補助対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ユネスコスクール研修会 市内小・中学校に出前授業を実施（各国の歴史文化思想を通じた国際交流を学ぶ） ・国際理解教育事業 千葉大学留学生が自国の生活や文化について発表、留学生と直接話をするのできる機会の設定 ・世界寺子屋運動 書き損じハガキの回収
補助金額	2 3千円

※参考：前年度補助金額2 3千円



千葉県 PTA 連絡協議会

- ・令和 5 年度 事業計画及び収支予算書

- ・令和 4 年度 事業報告

事業計画書及び収支予算書

事業の名称	令和 5 年度千葉市 P T A 連絡協議会事業
主催者名	千葉市 P T A 連絡協議会
事業の具体的な内容等	広報担当者講習会 P T A 学級 ・ 各種研修会派遣事業 知ろう話そう P T A (役員研修会) ・ 広報紙コンクール P T A 研究大会 新年情報交換会 ・ 各区研修会 P T A 広報紙発行事業
期 日	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日
会 場	広報担当者講習会：5 月 12 日市民会館 知ろう話そう P T A：6 月 31 日・7 月 1 日生涯学習センター P T A 学級：6 月～2 月 各小中学校 (全 4 校程度) ブロック別研修会 (区 P T A 連絡協議会研修会)：9 月～2 月 研究大会：1 0 月 31 日 千葉市民会館 広報紙コンクール：4 月 5 日・12 日 (審査) 5 月 24 日市民会館 (表彰式) 新年情報交換会：1 月 27 日東京ベイ幕張ホール P T A 広報紙発行事業：7 月～3 月 各種研修会派遣：4 月～2 月
参加対象	原則として千葉市 P T A 連絡協議会会員
参加予定人員	広報担当者講習会：80 人 知ろう話そう P T A：100 人 P T A 学級：800 人 ブロック別研修会 (区 P T A 連絡協議会研修会)：70 人 全国研究大会：広島県 4 人 指定都市情報交換会：相模原市 4 人 関東ブロック P T A 研究大会：千葉県 50 人 日 P ・ 関ブロ P T A 協議会会議：4 月他 4 日：のべ 8 人 千葉市 P 連研究大会：300 人 広報紙コンクール：各小・中学校 P T A 200 人 P T A 広報紙発行事業：90,000 部 (各研修いづれも原則として会員を対象として無料)
広報の方法	市 P T A 連絡協議会広報紙・ホームページ PR ハンド BOOK ・ PR ポスター ・ DVD 他
開催要項又はプログラム等 (添付)	収支予算書

令和5年度収支予算書

収支予算

収入の部

科 目	金 額	適 用
市PTA連絡協議会拠出	1,467,545円	
広告掲載料	340,000円	広報紙・研究大会要項広告掲載料
千葉県補助金	1,400,000円	
合 計	3,207,545円	

支出の部

科 目	金 額	適 用
報償費	384,500円	研究大会講師・審査員等謝礼
印刷費	1,579,555円	大会要項・報告書・広報紙等印刷
食糧費	11,000円	研究大会来賓講師茶菓子飲料
消耗品費	74,270円	用紙、インク代、角筒、表彰楯他
通信運搬費	59,200円	案内文・通知文送付、広報紙郵送料等
旅費	571,700円	全国・関東ブロック大会等派遣旅費
使用料・賃借料	117,320円	会場使用料、付帯設備使用料、看板等
参加負担金	410,000円	各種研修会・研究大会参加費、負担金
合 計	3,207,545円	

令和5年度 千葉市PTA連絡協議会 事業内訳書(予算)

事業名	事業内容	実施日	会場	参加者数	金額							合計	
					報償費	印刷費	食糧費	消耗品費	通信運搬費	旅費	使用料・賃借料		参加負担金
広報担当者講習会 広報紙コンクール	各学校広報担当を集め新聞づくりのノウハウを伝えるとともに、作品コンクールを開催し表彰を行う	①4月5日・次審査 ②4月12日・2次審査 ③5月12日講習会 ④5月24日表彰式	①中央CC ②中央CC ③市民会館研修室 ④市民会館大ホール	129人	44,500	165,800	5,500	41,050	7,900	2,500	16,080	0	283,330
PTA広報紙発行	市内の加入校全会員に市P連の活動を周知PRする。	7月・3月	-	-	0	980,955	0	0	18,700	30,000	6,600	0	1,036,255
PTA学級(共催事業)	申請のあった学校に講師料などを助成する。	6月～2月	各学校別	800人	120,000	0	0	0	0	0	0	0	120,000
(研究会) ①知ろう話そうPTA ②研究会 ③新年情報交換会	①講師を招聘し、PTA活動や子育てに関わる話を聞き、会員の意識向上を図る。 ②研究会 ③新年情報交換会	①8月30日7月1日 ②10月31日 ③1月27日 ④時期未定	①生涯学習センター ②千葉市民会館 ③東京ベイ幕張ホール ④各区P連会場	650人	220,000	432,800	5,500	29,920	20,000	50,000	94,640	0	852,860
(研修会派遣) 全国大会 指定都市情報交換会 関東ブロック大会 関東P会長会議	全国関東ブロック・指定都市等の各協議会各区分P連との連携や情報交換を行い、本市P連の活動に還元する。	①8月26日27日 ②9月15日16日 ③10月28日29日 ④4月・6月・9	広島県 相模原市 千葉県 関東各協議会	66人	0	0	0	3,300	12,600	489,200	0	410,000	915,100
合計			合計	1,645人	384,500	1,579,555	11,000	74,270	59,200	571,700	117,320	410,000	3,207,545

内訳
①14人
②25人
③80人
④200人

①100人
②300人
100100100
③180人

①4人
②4人
③50人
④0べ8人

令和5年度事業内容内訳書

報償費					
	単価	人数・個数等	消費税	計	
PTA学級講師謝礼	¥30,000	4	1	¥120,000	PTA学級
研究大会講師謝礼	¥200,000	1	1	¥200,000	研究
各区研究大会講師謝礼	¥10,000	2	1	¥20,000	研究
広報担当者講習会講師謝礼	¥20,000	1	1	¥20,000	広報
広報コンクール賞状筆耕料	¥300	15	1	¥4,500	広報
広報紙コンクール審査謝礼	¥20,000	1	1	¥20,000	広報
計				¥384,500	

印刷費					
	単価	人数・個数等	消費税	計	
印刷機マスター代	¥13,800	5	1.1	¥75,900	研究
印刷機インク代	¥6,200	5	1.1	¥34,100	研究
研究大会要項	¥330	400	1.1	¥145,200	研究
研究大会報告書	¥580	200	1.1	¥127,600	研究
複合機印刷代(6月・7月・8月・9月・10月)	¥50,000	1	1	¥50,000	研究
PTA総会資料(広報紙コンクール結果掲載)	¥320	400	1.1	¥140,800	広報
複合機印刷代(11月・12月・1月・2月・4月・5月)	¥25,000	1	1	¥25,000	広報
PRハンドBOOK増刷代	¥25,000	1	1	¥25,000	広報紙
PTA広報紙(市P連ちば)No.83(4p)	¥8	45,500	1.1	¥420,420	広報紙
PTA広報紙(市P連ちば)No.84(6p)	¥11	45,500	1.1	¥535,535	広報紙
				¥0	
計				¥1,579,555	

食糧費					
	単価	人数・個数等	消費税	計	
研究大会来賓(茶菓代)	¥500	10	1.1	¥5,500	研究
計				¥5,500	

消耗品費					
	単価	人数・個数等	消費税	計	
広報紙コンクール表彰楯	¥1,800	5	1.1	¥9,900	広報
コピー用紙(A4)	¥2,200	5	1	¥11,000	広報
角筒	¥290	50	1.1	¥15,950	広報
紙ファイル	¥100	30	1.1	¥3,300	派遣
コピー用紙(A4)	¥2,200	9	1	¥19,800	研究
コピー用紙(A3)	¥2,640	3	1	¥7,920	研究
USB	¥1,000	2	1.1	¥2,200	研究
ラミネートフィルム	¥2,100	2	1	¥4,200	広報
計				¥74,270	

通信運搬費					
	単価	人数・個数等	消費税	計	
郵送料(知ろう話そうPTA)	¥250	80	1	¥20,000	研究
切手(関東ブロック大会)	¥84	100	1	¥8,400	派遣
切手(全国大会)	¥420	10	1	¥4,200	派遣
切手(広報紙)	¥94	50	1	¥4,700	広報紙
切手(広報紙)	¥140	100	1	¥14,000	広報紙
切手(広報)	¥84	50	1	¥4,200	広報
レターバックライト(広報)	¥370	10	1	¥3,700	広報
計				¥59,200	

令和4年度 事業報告

月	日	曜日	事業	日	曜日	会議	日P・関プロ・指定都市P関係	
5月	26	木	第69回定期総会 (功労者・広報コンクール表彰) 市民会館 大ホール				日P公益目的事業推進室会議(20) 日P協議会代表者会(20)	
6月				1	水	役員会 常置委員会全体会	関プロ会長・事務局長会議(千葉県)(20)	
	17	金	「知ろう!話そう!PTA!」生涯学習センター	15	水	役員会・理事会	日P総会(21)	
	18	土	「知ろう!話そう!PTA!」			区P連事務担当者説明会	日P研修会(22)	
7月	8	金	「市P連ちば」№81配布	13	水	役員会	日P公益目的事業推進室会議(21) 日P協議会代表者会(22)	
8月							日P全国大会研究大会 (山形大会)(26-27)	
9月							指定都市PTA情報交換会 (さいたま市)(15-16)	
				21	水	役員会・理事会	関プロ会長会議(水戸市)(9)	
10月	19	水	市P連創立70周年記念式典 (兼研究大会)市民会館大ホール	12	水	役員会	第53回関プロ研究大会山梨大会(15-16) 日P公益目的事業推進室会議(20) 日P協議会代表者会(20)	
11月				16	水	役員会・理事会	日P年次表彰式(18)	
	26	土	第45回市P連バレーボール大会 東金アリーナ	17	木	キャプテン会議		
12月				14	水	役員会		
2023年(令和5年)	1月	28	土	令和5年新年情報交換会 東京ベイ幕張ホール	18	水	役員会	関プロ会長・事務局長会議(長野市)(27)
	2月			8	水	役員会・理事会 役員選考委員会発足	日P公益目的事業推進室会議(16) 日P協議会代表者会(16)	
	3月	2	木	「市P連ちば」№82配布(2)	15	水	役員会	日P国内研修事業(沖縄県)(25~29)
	4月	5	水	広報コンクール一次審査	5	水	会計監査	
		12	水	二次審査	12	水	役員会・理事会	関プロ会長会議(甲府市)(14)
	5月	12	金	広報担当者講習会	10	水	役員会(新旧)	日P公益目的事業推進室会議(18) 日P協議会代表者会(18)

◆年間刊行物
一覧

○定期総会資料
○広報「市P連ちば」
○市P連ニュース

○知ろう!話そう!PTA!報告書
○千葉県PTA創立70周年記念誌

◆PTA学級
開設校

○花見川中学校PTA(講演会)

千葉ユネスコ協会

・事業計画及び収支予算書

・令和4年度 事業報告

様式1 (別紙2)

令和4年度 千葉ユネスコ協会 事業決算報告

収 支 決 算 書

収入の部

(単位円)

科 目	金 額	摘 要
市補助金	23,000	
千葉ユネスコ協会負担金	660,164	
合 計	683,164	

支出の部

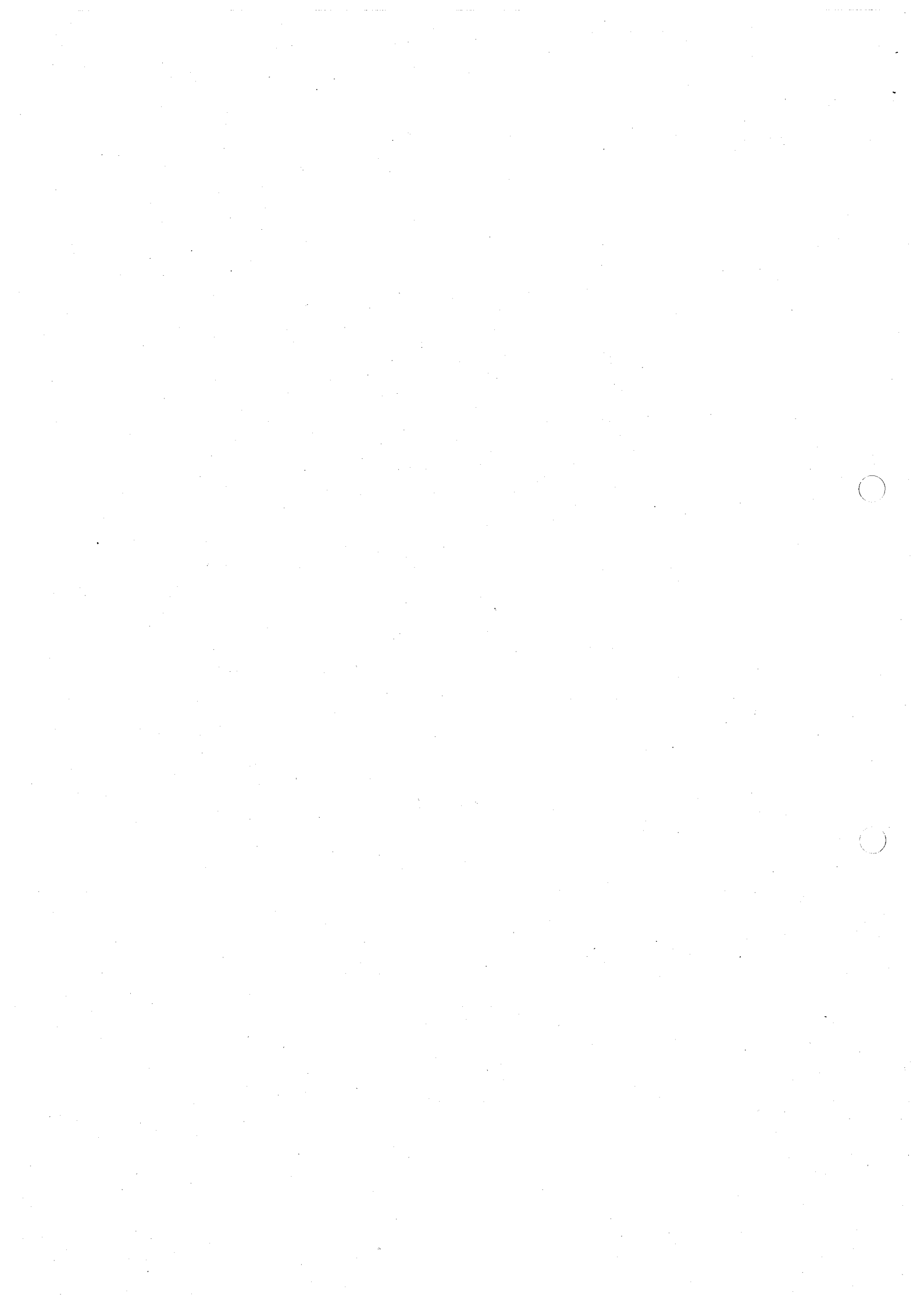
(単位円)

科 目	金 額	摘 要
報償費	34,509	別紙事業経費内訳書1. 2参照
旅 費	240,906	
消耗品	252,039	
食糧費	11,589	
印刷費	59,278	
通信・運搬費、切手代	54,843	
会場使用料(負担金)	30,000	
合 計	683,164	

令和4年度 千葉ユネスコ協会 事業実施報告

令和5年3月31日

事業名	事業内容	実施日	会場	参加者数
千葉ユネスコ協会負担金	日ユ協、県ユ協、市国際交流協会	年間/随時	各協会会場	会員100名～200名
千葉ユネスコ協会活動	總會、会報、広報、礼状、未納、寺子屋、難民支援、	令和4年6月～年間	事務局	会員100名～200名
世界寺子屋運動	発展途上国の識字率向上	年間/随時	市小中特別支援学校 ユネスコ協会会員	会員100名～200名
国際交流活動	千葉大学ユニバーサルフレステイバル60回	令和4年6月23日	千葉大学けやき会館	事務局4名、参加者200名
	千葉大学ユニバーサルフレステイバル61回	令和4年12月15日	千葉大学けやき会館	事務局4名、参加者200名
	平和記念コンサート・ユネスコカフェ	令和4年12月11日	八街海台地区公民館	事務局2名、参加者100名
	日本文化の交流と懇談会	令和5年1月23日	小中台公民館	事務局4名、参加者50名
	千葉市国際ふれあいフレステイバル2023	令和5年2月5日	市国際交流協会	事務局4名、参加者200名
研究会・講演会	第78回日本ユネスコ運動全国大会	令和4年11月26日	水戸市さいざーアカデミアホール	二級6名、参加者300名
	講演 天安門事件北京動乱の60日 講師 世界遺産アカデミー認定講師 尾坂雅康氏	令和5年2月24日	千葉ユ協事務所	参加者10名
SDGs/勉強会/出前授業	研究主題・資料作成・意見交換・授業分担 ユネスコスクール実践発表会研修会	令和4年11月2日	白井小学校	事務局教師10名児童32名
	心に平和のとりでを持つことの大切さ	令和4年7月13日	岡本博幸 授業4年	事務局教師10名児童32名
	地球はすばらしい永遠に残していかなければならない	令和4年11月2日	永井寿子 授業6年	事務局教師10名児童32名
	心に平和のとりでを持つことの大切さ	令和4年11月28日	岡本博幸 授業6年	事務局教師10名児童32名
	授業実施無し	令和4年7月29日	幕張東小	事務局教師10名
	令和4年6月～令和5年3月	毎月第一金曜日	事務局	事務局10名
勉強会 第11回～10回	No. 90号会誌発行 (国連難民高等弁務官事務所直轄)	令和5年3月3日	事務局	発行部数200
情報活動・会誌発行・支援 ウクライナ難民支援基金・寄付活動		令和4年3月～年間	各会場	参加者200名以上



千葉市社会教育関係団体事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 市長は本市における社会教育活動の推進を図るため、社会教育関係団体が行う社会教育に関する事業に要する経費について、予算の範囲内において千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき当該社会教育関係団体に対し補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表に規定するもので市長が適当と認めたものとする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、別表の補助事業欄に掲げる事業につきそれぞれ同表補助事業者欄に掲げるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に規定する補助事業について、それぞれ同表に定める補助対象経費の2分の1以内とする。

2 第2条の補助事業について、この補助金以外の補助金その他の収入金がある場合は、補助対象経費の額からこれを控除するものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、事業を開始する日の14日前までに社会教育関係団体事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書（別紙）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認をうけること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 規則及びこの要綱を遵守すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(交付決定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、社会教育関係団体事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更等の承認申請書)

第8条 規則第5条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは社会教育関係団体事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第9条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、事業終了後14日以内に社会教育関係団体事業実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の成果を証する書類等
- (2) その他市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第 10 条 規則第 13 条の規定による通知は、社会教育関係団体事業補助金額確定通知書（様式第 5 号）によるものとする。

（交付の請求）

第 11 条 規則第 16 条第 1 項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、

社会教育関係団体事業補助金交付請求書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第 16 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、補助金の交付の請求をしようとするときは、社会教育関係団体事業補助金一括（分割）事前請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により交付の請求をしようとするときは、社会教育関係団体事業補助金交付決定通知書の写しのほか、市長が必要と認めた書類を添付しなければならない。

（決定の取消通知）

第 12 条 規則第 17 条第 3 項において準用する第 6 条による通知は、社会教育関係団体事業補助金交付決定取消通知書（様式第 8 号）によるものとする。

（返還命令）

第 13 条 規則第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定による返還命令は、社会教育関係団体事業補助金返還命令書（様式第 9 号）によるものとする。

（その他）

第 14 条 この要綱の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の社会教育関係団体事業補助金交付要綱は、昭和 60 年度

分の補助金から適用し、昭和 59 年度分までの補助金についてはなお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市社会教育関係団体事業補助金交付要綱は、平成 22 年度以後の年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市社会教育関係団体事業補助金交付要綱は、平成 24 年度以後の年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市社会教育関係団体事業補助金交付要綱は、平成 29 年度以後の年度の補助金に適用する。

千葉県社会教育関係団体事業補助金交付要綱 別表

補助事業		補助対象経費	補助事業者
国際理解教育団体育成事業	千葉ユネスコ協会事業	報償費 使用・賃借料 旅費 消耗品費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 負担金 保険料	千葉ユネスコ協会
PTA 育成事業	千葉市 PTA 連絡協議会事業	報償費 使用・賃借料 旅費 消耗品費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 負担金 保険料	千葉市 PTA 連絡協議会

社会教育関係団体事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所

氏名又は団体名



及び代表者氏名

年度社会教育関係団体事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 事 業 名		
補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容		
補 助 金 申 請 額		円
交 付 を 受 け たい 時 期		年 月 日
補助事業	開始予定年月日	年 月 日
	終了予定年月日	年 月 日
添 付 書 類		1. 事業計画書及び収支予算書 (別紙)

事業計画書及び収支予算書

事業の名称	
主催者名	
事業の具体的な内容等	
期 日 (時 間)	
会 場	
参加対象	
参加予定人員	
広報の方法	
開催要項又は プログラム等(添付)	

収入の部

科 目	金 額	摘 要
合 計		

支出の部

科 目	金 額	摘 要
合 計		

様

社会教育関係団体事業補助金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった社会教育関係団体事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補助事業名	
補助金交付 決定額	
交付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ市長の承認を得ること。 2. 補助事業を中止又は廃止する場合にはあらかじめ市長の承認を受けること。 3. 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合にはすみやかに市長に報告してその指示をうけること。 4. 千葉市補助金等交付規則及び千葉市社会教育関係団体事業

様式第3号

社会教育関係団体事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

補助事業者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

印

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった社会教育関係団体事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので承認されますよう要綱第8条の規定により申請します。

補 助 事 業 名		
補 助 事 業 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更（中 止・廃 止）の 理 由		
変 更（中 止・廃 止）予 定 年 月 日		
添 付 書 類	1. 事業計画書及び収支予算書（様式第1号別紙）	

社会教育関係団体事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助事業者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者氏名

㊟

年 月 日 付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった社会教育関係団体事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により次のとおり報告します。

補 助 事 業 名	
補助事業の実施年月日	年 月 日より 年 月 日まで
補助金交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日 交付 円 年 月 日 交付 円 計 円
補助事業の経費精算額 (総事業費)	円
添 付 書 類	1. 補助事業の成果を証する書類等

収 支 決 算 書

収入の部

科 目	金 額	摘 要
合 計		

支出の部

科 目	金 額	摘 要
合 計		

様式第5号

社会教育関係団体事業補助金額確定通知書

千葉市達 第 号
年 月 日

様

千葉市長

㊟

年 月 日付社会教育関係団体事業実績報告書により、年度事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

補 助 事 業 名	
補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 (総 事 業 費)	円
補 助 金 の 確 定 額	円

様式第6号

社会教育関係団体事業補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助事業者
住 所
氏名又は団体名
及び代表者名

㊟

年 月 日付千葉市指令 第 号社会教育関係団体事業補助金
額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1
項の規定により次のとおり請求します。

補 助 事 業 名	
補 助 金 の 確 定 額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
交 付 請 求 額	円
添 付 書 類	1. 社会教育関係団体事業補助金交付決定通知書の写し 2. 社会教育関係団体事業補助金額確定通知書の写し

様式第7号

社会教育関係団体事業補助金一括（分割）事前交付請求書

年 月 日

（あて先）千葉県市長

補助事業者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

印

年 月 日付千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉県補助金等交付規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により請求します。

補 助 事 業 名	
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
今回の交付請求額	円
添 付 書 類	1. 社会教育関係団体事業補助金交付決定通知書の写し

様

社会教育関係団体事業補助金交付決定取消書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した社会教育関係団体事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助事業名	
補助金の交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取消の理由	

様

社会教育関係団体事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第1項・第2項の規定により次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長

印

補 助 事 業 名	
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
補助金の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	

